

候故何人寄り候ても道の合はぬ事はなきものなり。因て程朱の學の尊き事深く考へ玩味致し候様に御示教に相成申候。

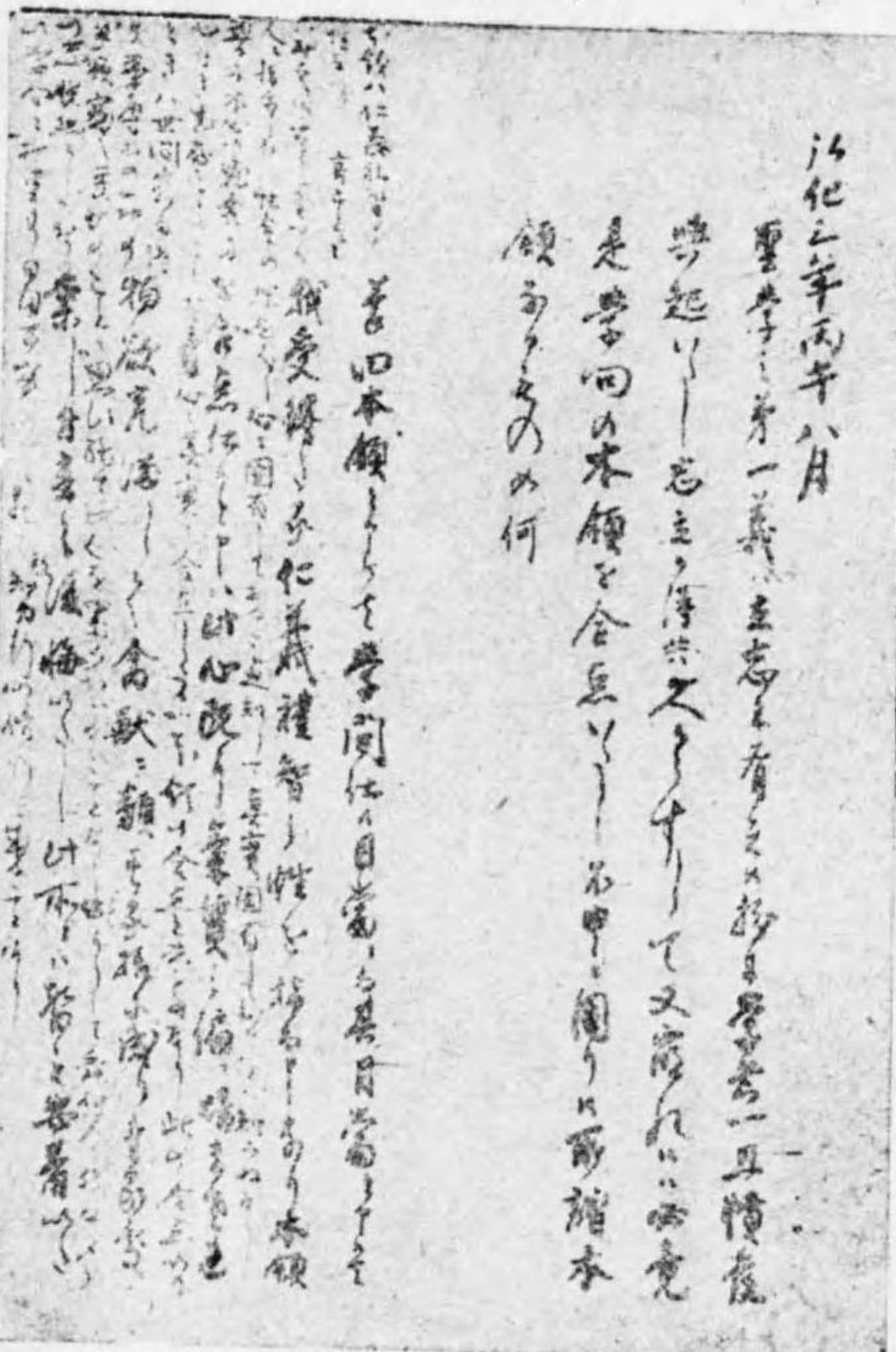
(附) 聖學問答

徳富一敬が弘化三年師小楠の策問に答へたる按文にて、行間の細字は朱批で小楠の手筆である。

弘化三年丙午八月

聖學之第一義は立志に有之候。然に學者一旦憤發興起いたし志立候得共久からずして又崩れ候は必竟是學問の本領を合點いたし不申に因り候所謂本領なるもの如何。

答曰本領と申候は學問仕候目當にて、本領は仁義禮智の性を指して言ふことにて其目當と申候は我受得たる仁義禮智之性は無之候。古り聖賢人に指示し玉ふ性を指して申なり。本領を合點仕候と申命の理を人々心に固有しておると迄知り此心既に氣質之偏に暗まされ物欲充て、眞實固有しておることは知らぬなり。是がこれ



聖學問答の第一頁 (蘇峰藏)

心等に手を付可申と一旦振立候得共其場に至心付候ても十に一二も克去得不申、致知之事も書籍の上は素よ然として起り、此學問に打はまり日用事實の上に就て致知力行の修行に成ることなり。

日用觸來る事に付て成丈推究候事と奉存候得共書の上にて終に心に合點仕候迄見出不申、又日用の事に當りても義理と心付候儀は稀にして多く利害の上にて耳知覺して義理は外向申譯になり、落着は利害に陥入申候。然れども左まで是を悔も不仕只今通にて取續讀書いたし候は自然に知識開らけ可申、左候へば夫れに隨

い進歩いたす事と思ひ日々と推移申候處、此節御問によつて得斗相考候へば是迄之志は本領に推上得不申、至今日の學者の心にて執も大方同様なり。去れば今日本領を眞實に合點すれば直様眞實の志立て三四分の段は驚く様にかわると近小鹿底之事にてすら、と推移候は必竟今日の此身に安心仕本領を合點不仕故と覺申候。右之通爲善工夫

も不仕いつ迄年月を重候とも知行共に進候期は有御座間敷と存、此後の事をつく、相考候得共今日の此身心にては決して相濟不申、本然之性に復せねば一日も安着不致と申處に實心立不申口惜事に奉存候。見聞本領の合點なれども、やはり二四分の口惜にて眞實の口惜しきと云ふものにては無之候。のうへにては既に此處も存知居申事に御座候へば吾丈け見候知識にて日用語黙の間知覺仕候を正邪如何と省察仕力の及丈け正き方に引直し可申、格物之筋も條多を心懸不申、成丈け心に合點仕候迄推究可申、此功夫取續候は敬と氣力にて怠りさへ不仕候は自から此身心にては暫も安じ不申是非本然之性に復不申ては止まれぬ處を合點可仕かと奉存候。

徳富萬拜

本領合點の工夫は本心の起りたるを察識して成程こと云ふ様に平生心懸候が此工夫にて御座候事。

(小楠所記)

弘化三年丙午

九月十九日御問

對曰、此道に志御座候得ば、日用動靜語黙に通じ、暫くも此の心を放ず、間斷なき様に工夫仕候が忠信の修行にて

横井小楠遺稿

御座候と奉<sub>レ</sub>存候。然るに聊今日志は御座候ても、日用の間工夫間斷の時は多く、修行心有る時は少く、偶四端の發有りても心を用不<sub>レ</sub>申故、其儘消へ申候は、必竟忠信ならざる處より、志實に運び不<sub>レ</sub>申事と奉<sub>レ</sub>存候。以<sub>レ</sub>日用尊卑長幼親疎共に人に接するに、撲實なるや否を省察仕、撲實ならずして外を勤候事あれば此を克去り、心中、人に對して言行致されぬ事無<sub>レ</sub>之様に相心得、又心に發せぬ事は言行に顯不<sub>レ</sub>申、たとへ雜談に成りとも其人の好惡に付き私欲利害の筋に陥り情の儘に馳不<sub>レ</sub>申様に制可<sub>レ</sub>申候。書見或は物を考へ候時は主一に有<sub>レ</sub>之哉否を省み、主一ならずれば思慮を斷ち、暫く未發の體に歸して後、元の書見か又は考に移り可<sub>レ</sub>申、左候て倦候節は、幾度も未發に歸可<sub>レ</sub>申候。尤無事閑暇にて起臥居歩の時、道理の考と、未發の體の外に、花鳥風月山川の景勝を詠め候事もあらば、只此の心の養と心得、決て其物に取られ不<sub>レ</sub>申様猛省可<sub>レ</sub>仕候。如<sub>レ</sub>此動靜語黙の間工夫間斷不<sub>レ</sub>仕候へば、良心の發も多くなりて、實に志を欺かずして忠信の修行に相成可<sub>レ</sub>申と奉<sub>レ</sub>存候。しかしながら知もひらけ不<sub>レ</sub>申、利害のつるも斷然と切れ不<sub>レ</sub>申、地位にては一日の間幾度も崩れ候は、必定にて仰座候得共、信道の心を以成丈もり返可<sub>レ</sub>申と奉<sub>レ</sub>存候。

徳富萬熊

謹對

此答は殊之外切實に相見へ珍重に存候。箇様に工夫行れ候へば何か學事の難き事や候べき。言を食被<sub>レ</sub>申間敷吳々も祈申候。

(小楠所記)

弘化三年丙午十二月

學者本領を會得いたし候へば志即ち此より立ち申候。昨日の心と今日の心と雲泥の相違有<sub>レ</sub>之ものにて、氣象も又

格別に見へ申候。此時の意味有體に承度候。

答曰書見又は物を考へ候に色々の利欲心さし出胸中甚だ煩らはしく、是を克去んとしても去られず、空しく時日を移候に一旦すらりと學ぶ筋をさとりては此心快然となり、今迄克去り難き雜念も些々たる事にて何の苦もななく消へ果、胸中洗い上げた様に成りて、本の考へ候筋に移れば吾丈けの了簡出来る成り。此時にあたりては毀譽得喪榮衰等の事實に何ともなき様に御座候。此心を取られず持届候は、一步進め候も不<sub>レ</sub>遠と奉<sub>レ</sub>存候。

徳富萬熊

再拜

果して然り。乍<sub>レ</sub>去又々舊習之俗心立ち歸り依然たる心に相成は本より免れざる事なり。此處にて必死の力を用ひ克將去れば又々道心に歸るなり。兎角此心程變化するものは無<sub>レ</sub>之、孟子の所謂操則存捨則亡出入無<sub>レ</sub>時之言誠にしみぐと覺へ申候。

(徳富蘇峰藏)

(小楠所記)

# 第七追加(一)

## 建白類

### 一 攘夷三策 文久二年十二月

文久二年十二月將軍家茂が、攘夷督促の爲東下したる三條實美・姉小路公知正副勅使に對して勅諭奉承の旨奏上したる三日前の十二月二日付にて政事總裁職たる松平春嶽に差出したる攘夷鎖港に關する建白書。(『横井小楠傳』第十四章、六參照)之を本書第二「建白類」中に序でるならば「九、幕府は朝廷に對し君臣の義を明らかにすべし」の次に載すべきである。

今般 勅使御東下の御儀は攘夷の大令被<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub> 仰出、天下侯伯の異見策略被<sub>ニ</sub> 聞食、度候哉にも奉<sub>ニ</sub> 拜承、誠に 神州の御大事御安危の大機會と奉<sub>レ</sub> 存候。固より草莽微賤の管見奉<sub>レ</sub> 冒<sub>ニ</sub> 尊聽<sub>ニ</sub> 候も恐入候得共、兼々言路御開達被<sub>レ</sub> 遊候に付、蕪穢不肖の身を不<sub>レ</sub> 憚一、二の迂論奉<sub>ニ</sub> 拜陳<sub>ニ</sub> 候。

一 攘夷の事實御執行被<sub>レ</sub> 遊候には、第一於<sub>ニ</sub> 幕府<sub>ニ</sub> 刑賞の典明に不<sub>レ</sub> 被<sub>レ</sub> 爲<sub>レ</sub> 在候ては不<sub>ニ</sub> 相成<sub>ニ</sub> 儀と奉<sub>レ</sub> 存候に付、先以墨夷浦賀入港以來彼の威焰に恐怖し容易に條約を取結び 勅許にも無<sub>レ</sub> 之諸港を開き神州未曾有の汚辱を引出し、上は奉<sub>レ</sub> 惱<sub>ニ</sub> 天子之宸襟<sub>ニ</sub> 下は萬民の憤怨を醸し候。癸丑・甲寅以來の幕府要路

の諸有司、内外の處置に於て己が利榮を謀り姑息因循し國家を此極に至らしめ候大小諸有司の事跡を按じ、黜罰の典を明に被<sub>レ</sub>遊候上、將軍家速に御上洛被<sub>レ</sub>遊候て實著御誠意に 天朝御尊崇被<sub>レ</sub>遊、億兆の庶民に至る迄 天朝の尊崇し奉るべき、醜夷の賤むべき事を知らしめ、而後、斷然攘夷の御處置御取懸被<sub>レ</sub>遊候事。是攘夷の第一策かと奉<sub>レ</sub>存候。

一 前條の如く、尊 王の儀、黜罰の典御執行被<sub>レ</sub>遊候上、當時在留の夷官共へ嚴重御申諭し被<sub>レ</sub>成度奉<sub>レ</sub>存候。然し在留の官吏も其國主の命を領し、且幕府の指揮に應じ是迄逗留仕る者共に候得ば、手荒き御處置有<sub>レ</sub>之候ては却て 皇國の信義を損し候にも至り候へば、各夷の夷吏共 大城へ御呼立被<sub>レ</sub>成、天使并に大樹公以下列侯御連坐の上、幕府の有司を以て被<sub>レ</sub>仰諭<sub>一</sub>候には、是迄條約開港致候儀は全く 朝廷の 勅許にも無<sub>レ</sub>之、將軍家御幼少の時に乘じ幕府奸吏共奉<sub>レ</sub>欺<sub>二</sub> 朝廷<sub>一</sub>正議の公卿侯伯を退候後取結候條約にて、元より日本萬民の憤怒する處に候故、終に幕府執政を狙撃し無辜の夷人を斬殺するに至候儀にて、全く人心不和の致す處に候得ば 天子震怒し給ひ、正議の公卿侯伯論判し將軍を輔佐し、先年條約の大小幕吏を黜罰し 皇國政令一新の規模相立候により、 勅許無<sub>レ</sub>之諸港は引拂可<sub>レ</sub>申。猶此儀は別段夫々の本國へ使節を以御達し可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之旨被<sub>レ</sub>仰渡、急速に有合の蒸氣軍艦を以て其器に堪へ候人御任選被<sub>レ</sub>遊、彼の國々へ被<sub>レ</sub>指立<sub>一</sub>、前文在留官吏へ被<sub>レ</sub>仰諭<sub>一</sub>候譯を以て相斷り、追て開港の儀は後日使節を以相達し候儀も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候間、一端引拂可<sub>レ</sub>申段御諭し被<sub>レ</sub>成候得ば、彼も道理を唱へ諸州横行仕るも

のに候得ば、聽入可<sub>レ</sub>申と奉<sub>レ</sub>存候。若し此儀承引不<sub>レ</sub>仕兵端相開候時は即ち直在<sub>二</sub>予我<sub>一</sub>曲は彼に在り、名義も相立候得ば、皇國の全力を震ひ神武の勇を耀し、決戰可<sub>レ</sub>仕。然る上は縱令日本人種を盡し候ても御國躰を不<sub>レ</sub>辱、遺憾有<sub>レ</sub>之間敷奉<sub>レ</sub>存候。只在留官吏等迄御應接被<sub>レ</sub>成耳にては、義理貫徹不<sub>レ</sub>仕處も御座候半と奉<sub>レ</sub>存候間、何分彼の國々へ使節御指立の事は攘夷の第二策と奉<sub>レ</sub>存候。

一 江戸内海を初、豆相の海岸は可なりの御備も御座候事に候へ共、浪華港に於ては 皇國の咽喉天下の重地にて京師と唇齒を相爲し候所に御座候得共、未だ戰守の御備も不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候様奉<sub>レ</sub>存候。彼若し一、二軍艦を以て來犯仕候得ば所謂唇破齒寒の勢にて京城の危類旦夕に可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候間、先以彼國々へ使節被<sub>レ</sub>指立<sub>一</sub>回説の日間を以浪華港より泉紀播淡の間の海岸、應援の地勢に因り礮臺御築造被<sub>レ</sub>成、就ては淀川筋伏水に至るの間、沿道に連珠砦築造仕候得ば一時戰守の備相立可<sub>レ</sub>申候間、是等一日も速に御處置有<sub>レ</sub>之度儀に御座候。使節諸州へ御指立の儀は外國へ信義を示し、内戰守の備を相整候便りにも可<sub>レ</sub>相成<sub>一</sub>候。是亦攘夷の第三策かと奉<sub>レ</sub>存候。

(近世日本國民史)

## 書 簡

### 二 藤田東湖へ

嘉永六年四月十七日

小楠在熊本  
藤田在水戸

本書面は、嘉永六年五月三日付にて越藩岡田準介への書面(「書簡」三六)に「水府の事は飛立許に大慶存候。然し復の一爰蓋以氣遣しく、聊心付候筋先便藤田へ申遣候。どふぞ好き返書参り候えかしと希候」とあり、又其の八日後の五月十一日付の吉田佛藏への書面(「書簡」三八)に「水府正月以来の御模様如何と奉存候。定て様子可有御座、急ぎ御知せ可被下候。先便藤田への書状は定て返書参り可申候。返書の趣に因ては段々愚意建白仕管に罷在候」とあるその藤田への書簡であるらしい。之を「書簡」中に序でるならば嘉永六年の分の「三五、伊藤莊左衛門へ」の次に載せるべきである。

一書拜呈仕候。時節愈御安康に被成御座珍重の至に奉存候。然ば 尊藩御開運の御事去冬來當正月に至迄の次第、越前吉田佛藏方より具に申越、夫々拜承仕、誠に以積年の雲霧一時に消散、再び青天白日の御世と相成候事、千里外の匹夫迄飛立計の心地仕候へば、御一藩中の御心中奉推計感泣無涯、御祝詞の申様無御座、乍恐 老公様奉始諸賢君御誠心天地神明を感動し、今世は申に不及千百世の後迄御令名天地に充滿いたし、天柱地維爲之樹立、爲四海草姓敬て奉賀候。又賀、延喜雖清世菅公遂に流竄にて終り玉へり。況哉衰世季運に當り賢人君子黨禁閉廢、大冤遂に露白することを不得して其國

其天下因以破亡に至候事、和漢古今大抵皆然る事に御座候。唯武内宿禰及周公のみ一旦冤罪を得て再び露白に相成、舊に復し朝政を執り玉へり。必竟是 應神成王賢明にましく候故、王室周家の盛業長く後昆に及べり。此二公の外今日珍しく尊藩御開運を奉拜見候へば 神皇三千年の大統行末長く榮へ玉ひ、幕府三百年の盛業再び新しく興し玉ひて、天下草姓無量の恩波に浴候事更に不可疑。敬賀々々。又賀 非常有爲の人傑にして未嘗有例の窮困を受る時は彌益其精神を修養し其智識を鍊熟し、天地間の事些の生硬の理無きに至り可申、所謂是聖賢豪傑心術事業一途となり治亂常變二つならず、方に始て天下の事に任じ天下の蒼生を救べし。然則 尊藩已往の大冤は將來至治に爲すの根本田地にして、抑又天意の然らしむる所と奉存候。敬賀々々。因て思、君子捨己從人廣く天下の善を取、正大光明野人樵夫の言も被用候へば、聊寸志を抱き候者憚り顧る事にて無御座候。是を以て平生の志相述申度奉存候間、淺慮短識無益の言耻かしく奉存候へ共御聞取可被下候。

尊藩今日の御事體第一の根本たる所は 御父子様御和熟、當公様御志 老公様へ御孝養の道尤以第一と被思召候へば、自然に 老公様を御信じ被遊候御心親切に被爲在候より、彌以 老公様の御志御繼述被遊、御聰明も於是御開發可被爲成、譬ば奸説を以奉動候者御座候共、御聰明の所照黑白明白被爲在候へば、群奸不得奉窺して遂には私心を改め正道に歸り候様に相成候は必然の勢と奉存候。然ば御左右を始諸臣の御心得、尤御孝養の御心を奉培養候を第一と被存、主として誠心を

此處に被<sub>レ</sub>盡度御事に奉<sub>レ</sub>存候。此處に主たらずして専ら文武の御業を奉<sub>レ</sub>勵、或は君子小人の分御政事の得失のみ如何に建白に相成候共、恐くは事爲の末のみにわたり、御誠心御開導の御爲には不<sub>ニ</sub>相成<sub>ニ</sub>事かと奉<sub>レ</sub>存候。然るに拙意聊以其筋の事、踈略にいたし候て可<sub>レ</sub>然と申にては決して無<sub>レ</sub>之、必竟右等の筋を主として強て外より御心え奉<sub>レ</sub>附候とも、本來忠孝の御心靄然と手強く御起り不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊候ては、外の道理は御無益に相成事と奉<sub>レ</sub>存候。去れば御孝養の御心を専に御開導被<sub>ニ</sub>申上<sub>ニ</sub>彌益御親切の御心御起り被<sub>レ</sub>遊候へば、老公様を古にも今にも兩人なき御方に可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>思召<sub>ニ</sub>候。此信心御立被<sub>レ</sub>遊候へば、老公様の御志直に、當公様の御志と相成、御父子様御一徳御一心の上は、君子小人の分御政事の得失は自然に御會悟可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊は必定の御事に奉<sub>レ</sub>存候。況哉此御志よりして文武の道彌益御脩勵被<sub>レ</sub>遊候へば、御見識日月に新しく御進歩被<sub>レ</sub>遊、大有爲大聰明の君上と成らせ玉はん事何の疑か可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>御座<sub>ニ</sub>要<sub>ニ</sub>之是を主として彼を客とするの愚意迄にて御座候。

奸黨の面々古今未<sub>ニ</sub>嘗有<sub>レ</sub>之振舞、固より其罪を正ざれば天人の心片時も安んぜざる事に候。然處是等の處置又時勢に因て變り候が眞活理と奉<sub>レ</sub>存候。其時勢は即今日の御事體にして乍<sub>レ</sub>恐、廟堂の御模様奉<sub>レ</sub>窺候に、一旦此大冤被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>蒙候後追々御事情相違、全く御冤罪の事は五、六年以前に既に明白いたし候へば、速に御開運に可<sub>ニ</sub>相成<sub>ニ</sub>の處、以來一條二條と漸々御開路被<sub>ニ</sub>仰出<sub>ニ</sub>、一旦に霽々と不<sub>ニ</sub>相成<sub>ニ</sub>候を以て奉<sub>レ</sub>考候へば、必竟奸黨の面々深く御惡み被<sub>レ</sub>遊、嚴罪被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>候様に成り行候ては又々大變動に相成可<sub>レ</sub>

申と、此處御氣遣候より冤白是迄御延引に罷成候御事かと奉<sub>レ</sub>存候。果して然る御事情に候へば、臣子上え奉公の道其、御意を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>承、包荒寛大の御量を以て是迄の通り唯其職掌を止られ、巨魁といへ共其罪閉廢に止り候が、時勢に隨ひ宜しきを得るの御所置かと奉<sub>レ</sub>存候。將又此時に當りては、人心反則を安するの爲に、彼此の黨人均しく御赤子にて、惡しくは不<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>思召<sub>ニ</sub>、彌益誠忠相勵候様大赦被<sub>ニ</sub>仰出<sub>ニ</sub>度御事に奉<sub>レ</sub>存候。左候へば奸徒疑惑の心自然に安候て、從類枝葉は申に不<sub>レ</sub>及、根本巨魁といへ共漸々不良の心改り、遂には本來の良心に歸り可<sub>レ</sub>申候。若又不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>已の勢にも相成候はゞ、所謂四罪天下服の御所置と奉<sub>レ</sub>存候。既に、東照宮關原の度、誅戮二、三の輩に止候は誠に寛大の御仁心にて、無疆の太平を開かせ玉ふ、御盛徳奉<sub>レ</sub>仰も愚に候。且又積年の事推計見るに、見る事聞こと憤怒に不<sub>レ</sub>耐事のみにて、老成宿徳の御身といへ共時ありては一命をも被<sub>レ</sub>果度御所存も起る事幾度も有<sub>レ</sub>之候と奉<sub>レ</sub>存候。ましてや青年壯志の人々は迄御隱忍の御心中思ひやられ候へば、今日に至り勝どきを擧げ奴原が逃げ首からんと追懸るは人情必然の勢に候へば、嚴しく御制止の上又深御制止を被<sub>レ</sub>加度奉<sub>レ</sub>存候。總て何事も破に成り候は其根元の人より破れずして末の人勢に乗る所に破申候。所謂圓石を千仞の谷に轉ず勢是也と孫子が申たるは、何に取り候も皆然る事と奉<sub>レ</sub>存候。

御政事復舊の筋深く寛急の序を御商量被<sub>レ</sub>成、重々寛々の御沙汰に被<sub>レ</sub>及度奉<sub>レ</sub>存候。乍<sub>レ</sub>恐、老公様御齡幾ど耳順にも被<sub>レ</sub>及、會澤翁は既是七十、賢人丈又五十、其外の諸賢大抵皆知命以上、半白皓首に御成

被<sub>レ</sub>成候へば、不<sub>レ</sub>知不<sub>レ</sub>覺治道御いそぎ被<sub>レ</sub>遊候は是又勢と奉<sub>レ</sub>存候。既に司馬温公元祐の改政六十齡の上又病を得られ候故、一旦に復古被<sub>レ</sub>致大に事理を過り、却て後日の禍を生候様に相成候は乍<sub>レ</sub>恐今日の深き御戒と奉<sub>レ</sub>存候。此事朱子の説語類に見えたり。

尊藩の御事乍<sub>レ</sub>恐平生奉<sub>レ</sub>思慕<sub>二</sub>候間、變故以來は別て愚意を留め罷在、諸方より彼是と御事情申達る内には、直妄相混じ是より奉<sub>レ</sub>推計<sub>二</sub>候筋と現在の御事情は黑白の相違も可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御座、且又淺識短慮にて大藩諸賢の御心を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>盡候御事に、何とやらん意見申上候は誠におこがましく相聞、分を不<sub>レ</sub>知の罪奉<sub>二</sub>恐入<sub>二</sub>候へ共、平生の愚意聊の事たり共眞實難<sub>二</sub>黙止<sub>二</sub>心底より右三條の筋拜呈仕候。勿論あり知れたる事共、御用に可<sub>レ</sub>立筋とは不<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>存、唯々御開運のうれしさに寸心表白仕候。御國體を妄言いたし多罪の處は御仁怒奉<sub>レ</sub>希候。以上。

四月十七日

横井平四郎  
時存 花押

藤田虎之介様

別 啓

尾藩當公御家督以來、人物御登用小人御退斥に相成、中々興國の氣象に相成申候。彼藩に同姓有<sub>レ</sub>之、一昨年罷越事情承り候處、御案内通り先年公邊御養子一件より大導寺玄蕃列總て朋黨の邪説を申立られ

閉廢いたし罷在候。

彼藩にては大導寺を指し、當君御家督に相成、當公は攝津守御子、尊藩御血、一昨夏御下國着下、田宮彌太郎、  
て金錢黨と云ふ可矣。初發大導列推立候御方なり。

一昨夏御下國着下、田宮彌太郎

御小納戸頭取に被<sub>レ</sub>仰付、無<sub>レ</sub>程肥田孫左衛門御家老、其外漸々登用にて新しき氣運に相成申候。田宮えは數多寛々面話仕、此人一藩の傑出にて御座候。大導寺は、いまだ御登用に相成不<sub>レ</sub>申、何れ些御様子御座候様に承申候。然し不<sub>レ</sub>遠進み可<sub>レ</sub>申奉<sub>レ</sub>存候。

越前は追々御承知被<sub>レ</sub>成候通り、彌以盛業と奉<sub>レ</sub>存候。此藩にも參り一月餘も對留仕候。鈴木主税・吉田悌藏、此兩人出類にて御座候。

彦根當公よ程御志御座候。御政事も種々改正に相成申候。此には別段の人才無<sub>二</sub>御座<sub>二</sub>残念に奉<sub>レ</sub>存候。

此三藩は行末頼母敷、何様列藩中にて嚴斗關係の地位にて御座候間、どふか天下再興の氣運來り候様に相見、恐悅此事に奉<sub>レ</sub>存候。乍<sub>レ</sub>去いまだ復之一爰にて一喜一懼如何成り行可<sub>レ</sub>申哉と存候事に御座候。如<sub>レ</sub>此陽氣乏しく陰氣盛成勢の折柄にて、此一爰を養立候は眞實大切の至、先王至日に關を鎖すの意、尤以肝要の心得と奉<sub>レ</sub>存候。序に附呈仕候。以上。

四月十七日

横井平四郎

藤田虎之介様

尙々會澤翁初諸賢君に宜敷御鶴聲奉<sub>レ</sub>希候。將又拙藩長鳥三平列三人遊歴として去月此許出立尊藩え罷出候筈に御座候。罷出申候は、宜敷御示教奉<sub>レ</sub>願候。以上。

(事脩叢書)

三 池邊藤左衛門へ

安政三年一月十九日

小楠在藤本  
池邊在柳河

柳河藩の家老立花壹岐(一六〇頁)はひそかに天下を以て自ら任じてゐたが、かねて水戸の藤田東湖を動かして天下の大機に参せしめ、自分は之によりて其の抱負を達成せんと希望があつた所、安政二年十月藤田震死して其の希望水泡に歸するや、小楠を越前に薦めて同志者の誠意を天下に通ずるの道を開くのを當時の大急務と考へ、同十一月十六日書(横井小楠傳第九章一に其の一節が載せてある)を立花と同意見を抱ける當時在府の池邊藤左衛門(二四八頁)に寄せたので、池邊は直に歸藩して小楠を沼山津に訪ひ、頼りに其の出處を懇憚したのに對しての書面。之は「書簡」中の安政三年の分の最初に載せるべきである。

因に右書面を戸上氏より借覽してから氣付いたのは、六三、立花壹岐への書簡である。此の書面ははじめの方の節からして安政四年のものならんと推定したが、今其の末節を見直すと、右池邊への内容と同意味である。すれば之も立花が池邊と同じく小楠を訪ひてその出處を勧めたのに對しての書面と見るのが正しいから、安政三年の分にて右池邊へのの次にならべて載せるべきである。

一書拜呈仕候。先以前日は遠路御來駕被<sub>レ</sub>成下<sub>二</sub>厚忝候。久振に得<sub>二</sub>高話<sub>一</sub>佳興無限の至に奉<sub>レ</sub>存候。定て監物方にて寛りと御咄合、連日の御應接御氣削被<sub>レ</sub>成たると奉<sub>レ</sub>存候。然ば越前一條以來得<sub>レ</sub>斗熟考仕候處、方今の勢如何に越藩より必死の力を被<sub>レ</sub>出候とも所謂大厦の傾一木の支ふ所にて無<sub>レ</sub>之、聊も有益御座候事體とも存し不<sub>レ</sub>申。去れば一藩の中興は一、二の人才も御座候へば、小生参り不<sub>レ</sub>申とも更に欠典と申程には至り申間敷、勿論参り候へば聊の有益は可有<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候へ共、夫は一藩の事にて天下の勢に關係仕る筋には至り兼可<sub>レ</sub>申。小生身分御案内通り極々否塞の時に候へば、萬一越前より招請を受候へ

ば、其丈の風波は必定生じ可<sub>レ</sub>申、是迄の否塞に尙又風波を加へ候へば、寡君に對し深く痛心に奉<sub>レ</sub>存候。勿論天下の大勢に關係仕候へば一身の痛心は聊も厭ひ可<sub>レ</sub>申様は無<sub>レ</sub>之候へ共、越前一國の有益迄にては輕重の釣合當り兼可<sub>レ</sub>申かと奉<sub>レ</sub>存候。此輕重の權度取り違候ては出處進退の大節に係り候事にて、尤以大切に奉<sub>レ</sub>存候。一橋よりの招請と申候ては、後日或は御相續可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊天下の大關係に候へば、日本國中何方の者たり共無<sub>二</sub>一言<sub>一</sub>罷出候事實に當然の道理にて、士君子聊も其身を厭ふ所にては無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候。乍然此筋は決て行れ候勢とは存不<sub>レ</sub>申。越前の方は前條の次第にて何分相止に相成候様御心配被<sub>レ</sub>成下<sub>二</sub>度千々萬々奉<sub>レ</sub>願候。右熟考仕候間、至急に内藤泰吉をさし立申候。勿論同社の者にも一切口外仕り不<sub>レ</sub>申候。只泰吉迄遠路さし立申候間、極密咄し置申候。左様に御承知可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。此段迄拜呈仕候。以上。

正月十九日

横井平四郎

池邊藤左衛門様

(戸上駒之助藏)

四 半井南陽へ

文久元年六月八日

小楠在江戸  
半井在福井

近頃高吟如何。得<sub>二</sub>三五絶<sub>一</sub>候内拜呈申候

横井小楠遺稿

九五九



梁瀨題中川瀨平墓

三劔七槍盡錦衣。豐家霸業在斯時。嘆君不受公侯拜。留得空山一片碑。

踰三橋峰用三昨冬木峰詩韻

堆途殘雪看堪驚。又越三橋峰四越行。山色依然笑迎客。慚吾兩鬢滿霜生。

泰安寺即事

後背三亂山。前面三川。天然奇險絕三烽烟。太平何說三兵家事。閑三坐梵城三聽三杜鵑。  
御一笑々々。近況無三恙。御自愛專一に奉三存候事。

六月 八 日

小 楠 拜

南陽 詞 伯

坐 下

(半井家藏)

半井につきては六二三頁参照。右書面は「書簡」中の「一一八、城野靜軒へ」の次に載せるべきである。

### 五 酒井外記外二名へ

文久元年十二月五日

小楠 在熊本  
酒井外二名在江戸

萬延元年三月三たび聘せられて福井に赴き、翌年四月松平春嶽の招きにより轉じて江戸に到り、居ること五ヶ月にして福井に歸り、

十月同地を發して沼山津に歸廬してからの書面。酒井外記・中根敷負・酒井十之允はいづれも福井藩の江戸詰重役。此の書面は「書簡」中文久元年の分の最後に載せるべきもの。

一書奉呈仕候。先々 上々様益御機嫌能奉三恐悅一候。隨て各様彌御安康に被三成三御勤、珍重の御事に奉三存候。然者 小拙事先々月十九日に歸郷仕、御安意可三被三下候。早速書狀拜呈可三仕の處何角取紛、是迄御無音仕候。御許 兩君上様益御精勵被三遊候と想像仕候。此許一體相替り不三申、君上も御出府にて大に安心仕候。國論は誠不三得三事情三筋のみにて、一切愚存抔は申出候儀出來不三申、總て隱默仕候。御許にては小笠原抔定て御講習申上候ものと被三考、何卒御開明の程萬々祈申候。

御許 幕庭相替り申儀有三御座三間敷、定て御役人進退も以前通りかと奉三存候。外國事情何程に御座候哉。長崎表の風説等一向に審り不三申、亞國戰爭如何に成り行候哉、甚懸念の至りに御座候。

九州筋先は相替り不三申、然し何方も鎖國の舊見のみにて笑止千萬に御座候。筑前は御家中朋黨二ツに相分り治平に至り兼申候。一方正論脈は水府流にて御參府を相拒申候。扱々不三得三事情三事共に絶三言語三申候。薩州は來春御參府に決申候。獨り柳川は大に都合宜敷悅申候。池邊藤左衛門登用、當月中には出府可三仕、定て罷出可三申、い才御承知可三被三成候。此人は格別相進み、何分九州にて一人に御座候。

大久保・勝兩氏如何の成り行に御座候哉想像仕候。定て村田氏追々御出會と奉三存候。中將様御下問奉答仕候間、御序に御さし出可三被三下候。此節は格別言上の筋も無三御座、歸郷仕候迄拜呈仕候。何も後脚に

萬縷得<sub>レ</sub>貴意可<sub>レ</sub>申候。頓首拜。

十二月五日

横井平四郎

酒井外記様

中根鞆負様

酒井十之允様

尚々時分柄御厭可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候。村田・萩原諸君<sup>(金兵衛)</sup>え書狀呈上不<sub>レ</sub>仕、何方へも可<sub>レ</sub>然御傳可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。以上。

(窪田喜三郎藏)

### 第八追加(二)

#### 書簡

一 吉田悌藏へ

嘉永五年正月十五日

小楠在藏本  
吉田在福井

吉田は前出(一五六頁)、此の書面は「書簡」の「二二、吉田悌藏へ」(一六四頁)の同日に認めたもの。

#### 別紙

金澤田中<sup>(専次)</sup>罷出申候付て、被<sub>レ</sub>仰下<sub>レ</sub>の趣悉く奉<sub>レ</sub>存候。御示教にて大分學路開申候由、甚以大慶仕候。此上千羽・關澤列<sup>(房清)</sup>御通路開申候は、實に此上無<sub>レ</sub>御座候。被<sub>レ</sub>仰下<sub>レ</sub>候通、千羽列全力行底のみの工夫を致知と心得違候に相違無<sub>レ</sub>御座候。必竟は大藩且利家公の一國を守成するの見今日に至り候ても破不<sub>レ</sub>申より規模相立不<sub>レ</sub>申、此所合點參り申候は、大に天下に關係可<sub>レ</sub>仕候。既に略御咄も仕候通り、彼表出立四五里も參候て尙咄合申度筋心付申候へ共、最早引返しも出來不<sub>レ</sub>申、甚残念に奉<sub>レ</sub>存候。學校中大島清太、是は千羽列とは別流にて御座候へ共、其人氣力も有<sub>レ</sub>之、深我輩の學に心服仕り、此人は何卒御序に御開

横井小楠遺稿

導可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成奉<sub>レ</sub>存候。學校中には其外は西坂錫杯、何も例の書物讀にて腐儒庸愚無<sub>レ</sub>限相見申候。田中事出京以來は如何いたし居申候哉、又一變却春日杯(讀破守、讀處)に化せられ共はいたし不<sub>レ</sub>申候哉、實は氣遣しく奉<sub>レ</sub>存候。當節(要、土浦三士)大久保に紙面遣し申候間、田中事申通置候。

野村君事被<sub>レ</sub>仰下<sub>一</sub>忝く奉<sub>レ</sub>存候。小生も其通に乍<sub>レ</sub>憚見込居申候て、決して見違はいたし居不<sub>レ</sub>申、但讀書の事のみ些氣遣しく御座候間、聊申遣候事に御座候。全體人物は中々感入申候。既に彦根へ御出懸に相成候はゞ、御令弟様(岡日津ガ)か野村氏と竊に品目いたし居候處、果して野村氏被<sub>レ</sub>參候事大に符合仕、一笑仕候。此處は決して間違不<sub>レ</sub>申、左様に御承知可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。

彦藩の事甚以大慶仕候。中川事(讀部)甚殘念に奉<sub>レ</sub>存候。廣瀬は彼表にて承り、既に申込候へ共、彼方さし支日數延び申候間、逢ひ不<sub>レ</sub>申候。南部は初て承り、中々人才と奉<sub>レ</sub>存候。此人彌以正大の見識相立申候はゞ、實に天下に係り申候。如此明公にて御座候へば、極て被<sub>レ</sub>召出<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>申、深大慶仕候。

野村氏三度の出國は中々御手限(キ)成る事にて、不<sub>レ</sub>覺手をうち申候。何に當春中には又々面白き事に相成可<sub>レ</sub>申、千里外萬端想像のみ仕候。

柳河立花壹岐事、是は些紙面の間違にて共は無<sub>レ</sub>御座候哉、拙生方に參りに留仕候にては無<sub>レ</sub>御座候。去十月比に熊本に參り學事申談候筈に御座候處、彼方組方の心配事起り其儀出來不<sub>レ</sub>申、因て正月拙生出獵に國境迄參り申候間、初より約束仕、國境にて出會仕候。二晝夜咄し申候。彌以修勵仕、中々丈夫に

見申候。外に立花主計(是は御家老なり)父子、池邊藤左衛門杯申人物御座候て、よ程興國の勢に相成申候。主計は達識の人と申にては無<sub>レ</sub>御座候へ共、四五年來深く我等の學に心を傾き、既に先年熊本に參り寛々咄申候。今度遊歷歸りにも一席對話に及申候。中々しおらしく心を國に盡し申候。池邊は元來武人にて、壯年の節人をも切り候程の氣力者にて、中年學問に心懸、朱學仕、所々師を求候へ共可<sub>レ</sub>然人に逢ひ不<sub>レ</sub>申、就ては朱學は無用のものに心得、熊本に參り王氏の學に墜入り居候處、不<sub>レ</sub>斗拙生方に參り一晝夜程咄申候て、初て朱學の正大成る事を知り、其より一心不亂に心懸け、最早當年に至り候迄七八年に及申候。此人氣力者の上格別材力御座候て、先九州中にて公平に申て一人にて御座候。既先日出會の節尊藩の事尋候付、咄申候處、深く渴望いたし、何卒以來は御書通にてぞ仕り度、私より相願吳候様にとの事に御座候。尤二月の末には壹岐初池邊列熊本に參り申筈に候。此節は十日餘も到留寛々咄し可<sub>レ</sub>申候。且當君公よ程英物にて決して凡陋にては無<sub>レ</sub>御座候。何様柳藩は面白く樂申候。

程易二話に付被<sub>レ</sub>仰下<sub>一</sub>候趣赤面の次第に御座候。然し書物は如何にも御座候へ共、其書物がやくに立不<sub>レ</sub>申、何方もこまり入申候。鈴木猪子の兩賢御覽被<sub>レ</sub>成候へば定て御心に叶可<sub>レ</sub>申、此節も兩賢に書狀遣し不<sub>レ</sub>申候、吳々宜敷御傳達可<sub>レ</sub>給奉<sub>レ</sub>願候。此書此節尾張の田宮(彌太郎)と春日讚岐に御一同に遣申候。田宮は極めて合點參りさぞかし悅可<sub>レ</sub>申、春日は一ト通りに見可<sub>レ</sub>申候。いまだ返書參り不<sub>レ</sub>申、扱々目明は世に稀少なる事に御座候。

薩州當公よ程の人君と相見申候、何分通俗の御方にては無御座候。去年御下國以來物情も大に安穩に相成申候。一體の事は乍隣國二十里餘隔居申候間、委細分り不申、是には一手段附可申心得に御座候。

御同社様に一々書狀届兼、乍憚宜敷被仰上可被下候。何も付後鷹一申候。頓首拜。

正月十五日

横

井

吉田様

(京藤甚五郎藏)

二 河瀬安兵衛・同太郎七・同典次へ

安政六年六月十九日

小楠在福井  
河瀬三人在熊本

安兵衛は前出(六二八頁)。太郎七は安兵衛の子、典次は太郎七の弟。典次のことには六五五頁にも出づ。本書面は「書簡」の「八三、宿許へ」と同日に認めたもの。

一書拜呈仕候。烈暑の砌に候へ共、御全家様御揃愈御安康に被成御入珍重に奉存候。随て小生海陸無恙去月廿日に此許に到着仕、御安心可被下候。先以出立前は萬端御心配被成下厚く忝奉存候。扱御引移も去月三日頃と存候、何角御心配と奉存候。今比は漸く御居り合被成候と被存、殊に御多用御氣削被成候と奉存候。此許も着足下より誠に寸暇無之、明日迄三十日に相成り、晝夜多用夜四ツに

寝候事纔一夕有之、其外はいつも八ツには相成り實に困り入申候。夫故例の好物も禁斷程にて、夜酒三杯迄に御座候。御憐笑可被下候。

府中松井列御國許の事體い才主人丹破方に言上に及候處、主人誠に大慶、小生着早速家老を遣し厚く謝禮致候て、老兄萬事御周旋の儀厚く御禮申吳候様との事に御座候。尤家老より御禮書狀さし出申、御届申候。松井列八月末にも此許發足御國に罷出候筈に御座候。

三岡列御許官府懸合の條、此許御家老重々大慶いたし、早速江戸表に申越、龍ノ口御屋敷に御禮且以來御頼に相成候事被仰上候。扱又三岡御國御用被仰付、八月初には此許出立、下關に暫く引き懸り、十月初には是非熊本に參上の心得に御座候。い才其節拜呈可仕候。榊原は江戸御留守居被仰付、去る十六日に此許出立仕候。江戸表交易極て大混雜と被存候。子細は幕府の事情總て利政に落入、交易の趣向一として利政ならざるは無之、萬々破れに相違無之、却て是にて開可申、是等は定て江戸御屋敷より様々申參候事と奉存候。水府の動亂も略仕候。此節數通相認、用事向迄拜呈、餘は付後鷹一申候。己上。

六月十九日

平四郎

安兵衛様

横井小楠遺稿

太郎七様  
典次様

尙々典次子、萬徳の方定て引越に相成候事と被<sub>レ</sub>存候。萬事御配意と存申候。此許多用多客にていまだ南川にも一度も出懸不<sub>レ</sub>申、近日例の青鷺打に參候覺悟いたし候。南川は當年はあひ極々少き様子、然し參候へば百や二百は最易事と被<sub>レ</sub>存候。此段迄何も略仕候。已上。

(河瀬松三藏)

三 矢島源助へ

小楠・矢島在熊本

矢島は前出(一八三頁)。此の書面は「書簡」の「年代不明の分」中に入れるべきだが、或は「書簡」の「四〇、矢島源助へ」(二〇〇頁)のと關係あるものであるまいか。

一書拜呈いたし候。御全家愈御安康珍重の至に奉<sub>レ</sub>存候。最早損引は相濟申たると相考申、何角御配意可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候。然ば先夕御咄合の一件、其後の御心中如何成り居可<sub>レ</sub>申哉、重々懸念いたし、御様子承り申度候。とても一旦の病症にて無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候へば、底心の底迄御會心に成り不<sub>レ</sub>申候へば、決して現在の實行に工夫勉強は出來申間敷候。去りとして唯々思惟のみいたし實行に力を出し不<sub>レ</sub>申候へば、其思惟する所却て實心に罷成り申間敷、様々の我身を六ヶ敷方に思ひ成し申ものにて御座候。如何御心得に相

成居候哉、重々懸念いたし候間、承り申度存候。此事最早多少の言詞にも及不<sub>レ</sub>申、實に御一己の事のみ懸り不<sub>レ</sub>申、此道の大關係に御座候間、中々大切千萬に存申候。此段迄拜呈、御様子承り申度如<sub>レ</sub>此御座候。已上。

十月十四日

平 四 郎

源 助 様

(河瀬松三藏)

講 義

四 奉 答

本文は松平春嶽が論語の「學而」・「唯仁者」の二章及び書經の「堯典」に就きて下問せるに對して小楠の奉つた答案で、無論小楠の自筆である。其を春嶽より近侍門野準雄に與へられた由で、今も其の家に傳存する。今「講義及び語録」の「講義」中に序であるらば(イ)學而之章の次に載せるべきである。

學而章

孔子の時文武を去ること遠しと云へ共、異端曲學の徒いまだ出不<sub>レ</sub>申候。史記に問<sub>二</sub>禮於<sub>一</sub>老子の語有<sub>レ</sub>之候へ共、論語中絶て老子に關り、又は異端を辨じ玉ふ一語無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候。然ば老子は分明に孔子後の人

横井小楠遺稿

九六九

と知られ候。其上異端曲學一家を立候は諸子の講學にて有之候へば、左氏傳抔吟味仕候ても孔子以前に諸子の講學は曾以無之事に御座候。全講學は孔子より始り申候、攻<sub>ニ</sub>異端<sub>一</sub>是害而已矣の語は是は恐は老莊等の様に一種の流義を立たる者をさしたることにては無之、三代の道に則らず我見を立候を申たるにて可有之候。右の通りにて孔子の時迄は學と云へば堯舜の學び玉ふ所を學び、天に法り仁を求の外には無之候へば、學の天の性の仁のと其字義を辨候には及び不<sub>レ</sub>申候。孔子の講學より種々の邪說曲學紛起いたし、子思の時に至り尤甚しき事に相成候に付、中庸を著し、天命の性より説き起し、天道人道操り返く明辨被<sub>レ</sub>致候は無餘義<sub>ニ</sub>事<sub>一</sub>にて有之候。

學は向の道理を合點いたし、習は此方に受取脩業仕る事にて有之候。其實は學といへば習も其此の事に候へ共、學習と分て被<sub>レ</sub>仰候は人々をして合點し易からしむる御言葉と奉<sub>レ</sub>存候。

唯仁者章

仁者の心、何も無<sub>ニ</sub>御座<sub>一</sub>候、唯々人を愛し物を愛する迄にて有之候。乍<sub>レ</sub>去<sub>レ</sub>奸惡邪曲の者も世に有ることにて候へば、仁者の惡まれ候は人情の自然にて候。後世君子小人の目を立、朋黨流脈を分ち好惡いたし候は、其君子と稱する人初より不仁の心に出候て、大成る私心にて御座候。唯仁者と被<sub>レ</sub>仰候仁者の心を思ひやり候へば、深くゆかしき事に奉<sub>レ</sub>存候。又云、仁者の惡まれ候は不仁の人のみにて無<sub>ニ</sub>御座<sub>一</sub>、事の上にも有之候。利政の民を害する事抔は聊心ある者承り候ても忿怒の心を起し申候。

堯典

文思は堯の御心天地間の物事に互り物我の隔無く、思となり來り其條理の明白なるを申候。所謂博文格知は文思の工夫にて有之候。平生間居獨坐の間も事物<sub>事物と云へば我が誠意正心修身も其中に有之候。</sub>の思間斷無之より、間思雜慮の私心自然に消亡し、所謂人心道心消長の地にて、定て御覺被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候と奉<sub>レ</sub>存候。又云、いまだ不<sub>レ</sub>見いまだ不<sub>レ</sub>聞のまへに、事物の理思にいり來り候故、見る聞くの時に至りて此思のてらしと相成、殊に親切に覺え合點開明に相成申候、然らざれば見ても聞ても其道理を知る迄にて、我が心の開明とは不<sub>ニ</sub>相成<sub>一</sub>、所謂見聞の智にて無益成ることに奉<sub>レ</sub>存候。以上。

十二月五日

横井平四郎

(門野千里藏)

横井小楠遺稿

(終)

著者略歴

明治三十三年、東大醫學部卒業。醫學博士。  
愛知醫大學長・熊本醫大學長等歴任。熊本醫大名譽教授。  
獨逸（明治四十一年—四十二年）・歐米（大正十二年—十三年）  
年）中華民國（昭和六年）に遊學又は出張せり。  
主なる著書

『近世産科學』（上・下）、『近世産科學續篇』  
『肥後醫育史』、『肥後醫育史補遺』、『横井小楠』（全二冊・  
絶版）、『横井小楠傳』（上・中・下）

昭和十七年七月廿五日初版印刷  
昭和十七年七月卅一日初版發行  
昭和十八年八月十五日再版印刷  
昭和十八年八月二十日再版發行

（一〇〇〇部）

（七五〇部）



定價十圓

送費四十五錢

著者

山

崎

正

董

熊本市大江町九品寺一七二

發行者

山

谷

太

郎

東京市神田區三崎町二ノ二〇

發行所

日

新

書

院

東京市神田區三崎町二ノ二〇

會員番號一二二五三四番

電話九段 三三一五番

振替東京 七六七二九番

印刷者

石

原

平

吉

東京市豊島區巢鴨七ノ一六七

文林堂印刷所

東京一八二五番

横井小楠遺稿  
出版會承認番號  
120144



配給元 東京市神田區淡路町 日本出版配給株式會社

山崎正董著

# 横井小楠傳

全三卷

日新書院刊

定價各卷三五〇二〇錢  
B 6 判  
T 各卷二金

## (上卷)

緣起一則 (徳富蘇峰)

第一章 生涯 父祖 名と號

第二章 幼少年時代

第三章 菁莪齋時代

第四章 江戸遊學

第五章 江戸より歸國後の數年

第六章 帷を下して教授す

第七章 上國遊歴

第八章 上國遊歴後の數年

第九章 福井藩よりの招聘

## (中卷)

第十章 福井藩の招聘に應じて

第十一章 再び福井藩の招聘に應じて

第十二章 三たび福井藩の招聘に應じて

第十三章 郷夢果して閑なりしか

第十四章 四たび福井藩の招聘に應じて

第十五章 歸國 罪を待つ

## (下卷)

第十六章 沼山津の閑居

第十七章 俄に出でて新政府の樞機に參與す

第十八章 兎刃に斃る

第十九章 小楠を見直して

第二十章 肥後藩に對して

第二十一章 家庭人として

附録 一、横井家々系

二、横井小楠年譜



933
334

終